

年 度	S25	S26	S27	S28	S29
県たばこ税（県たばこ消費税）	国に納付される専売益金の一部を移譲して創設				製造たばこ小売定価の115分の5
ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税・入場税）	入 第1種の場合（映画館、劇場等）への入場 100% 税 第2種の場合（博覧会、遊園地等）への入場 40% 第3種の施設（舞踏場、撞球場、ぱちんこ場等）の利用 100% 純音楽、学生等の運動競技 40%		28年1月1日施行 第1種 50% 第2種 20% 第3種 50% 純音楽、純舞踏、雅楽、文楽能楽、無形文化財の公開、学生等の運動競技用のスケート場 20% 外形課税（ぱちんこ場）月額 1 台100円～750円		29年5月18日施行（娯楽施設利用税） 料金課税 ◎舞踏場、ゴルフ場等 50% ◎その他 30% ◎学生等の運動競技の施設利用 10% 外形課税 ◎ぱちんこ場 1台60円～450円 ◎まあじゃん場 1卓200円～650円 ◎たまつき場 1台400円～1,300円
				* 無形文化財の公開については課税免除とされた。	* 第1種及び第2種の入場税を国税に移管し、第3種に対しては娯楽施設利用税として課することとされた。 * 国税に移管された入場税収入の90%を入場譲与税として都道府県に譲与することとされた。
特別地方消費税（料理飲食等消費税・遊興飲食税）	25年9月1日から適用 （1）芸者等の花代 100% （2）料理店、バー等の遊興飲食 40% （3）宿泊 20% （4）上記以外の飲食 20%		28年1月1日から適用 （1） 100% （2） 20% （3） 10% （4） 10%		
	* 名称は遊興飲食税 非課税 ◎修学旅行の場合の旅館における飲食及び宿泊		28年1月1日から適用 非課税 ◎甘味喫茶店、めん類食堂及び大衆食堂における1人1回の料金が100円以下で、かつ、1品の価格が50円以下のものの飲食 ◎修学旅行の場合の旅館における飲食及び宿泊並びに外人観光客の登録ホテルにおける飲食及び宿泊 * 持込みに係るみなす課税、寮等に対する経費課税が規定された。		29年7月1日から適用 非課税 ◎甘味喫茶店 1人1回 100円以下 ◎大衆飲食店 1人1回 120円以下 ◎大衆旅館 1人1泊 700円以下
鉾区税	試掘鉾区 面積1,000坪毎に年30円 採掘鉾区 面積1,000坪毎に年60円 砂鉾区 河床延長1町毎に年30円 非河床面積1,000坪毎に年30円				
（狩猟者登録税・狩猟者免許税）	（狩猟者税） 3,600円		2,400円	(1) 狩猟を業とする者 1,800円 (2) その他の者 3,600円	(1) 前年分の所得税を納付する義務を有しない者、又は専ら自家労力によって行う農業を主たる生業とする者 1,800円 (2) その他の者 3,600円

年 度	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36
県たばこ税（県たばこ消費税）		8%					
ゴルフ場利用税（入場税）・ ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税）			32年7月1日施行 ゴルフ場は 定額課税 とされた。 1人1日 200円				36年5月1日施行 料金課税 ◎舞踏場、ゴルフ場練習場等 15% ◎その他 30% 定額課税（日額） ゴルフ場 1人 200円～400円
		*学生等のスケート場の利用は課税免除とされた。	*スケート場は課税対象施設より除外された。				*課税対象施設として全国的に共通、かつ、娯楽施設として典型的なものを 法定列举 し、他は条例で規定することとされた。 *卓球場は課税対象施設より除外された。
特別地方消費税（料理飲食等消費税・遊興飲食税）	30年11月1日から適用 (1) 芸者等の花代 30% (2) 料理店、バー等 の遊興、飲食又はその他の利用行為 15% (3) 宿泊 及びこれに伴う飲食 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (4) 上記以外の 飲食 及びその他の利用行為 1人1回500円以下 5% 1人1泊500円超 10% チケット制食堂の飲食 5%		32年7月1日施行 (1) 料理店、バー等 の遊興、飲食又はその他の利用行為 15% (2) 宿泊 並びに上記以外の 飲食 及びその他の利用行為 10%				
	30年11月1日から適用 免税点 ◎飲食店等 1人1回200円 ◎チケット制食堂1品 100円 基礎控除 が設けられた。 宿泊及びこれに伴う飲食について 1人1泊につき 500円 非課税 その他の利用行為が加えられた。 *公給領収証制度が法定された。		32年7月1日施行 免税点 ◎飲食店等 1人1回 300円 ◎チケット制食堂 1品 150円 ◎宿泊及びこれに伴う飲食 1人1泊 800円				36年5月1日施行 免税点 ◎1人1回 500円 ◎1品 250円 ◎1人1泊 1,000円 *名称が 料理飲食等消費税 と改められた。
鉦区税					(34年度) (1) 100アール毎に 年 90円 (2) 100アール毎に 年 180円 (3) 1,000メートル毎に 年 270円 100アール毎に 年 90円		
(狩猟免許者・登録者税)	(1) 前年分の所得金額が控除額に満たなかった者、又は専ら自家労力によって行う農業を主たる生業とする者 1,800円 (2) その他の者 3,600円		(33年度) (1) 甲種及び乙種免許を受ける者のうち、前年分の所得金額が控除額に満たなかった者又は専ら自家労力によって行う農業を主たる生業とする者 1,800円 (2) 甲種及び乙種免許を受ける者のうち、(1)以外の者 3,600円 (3) 丙種免許を受ける者 900円	(36年度) (1) 甲種及び乙種免許を受ける者のうち、狩猟業若しくは林業を主たる生業とする者で県民税所得割額を納付することを要しない者、又は専ら自家労力によって行う農業を主たる生業とする者 1,800円 (2) 甲種及び乙種免許を受ける者のうち、(1)以外の者 3,600円 (3) 丙種免許を受ける者 900円			

年 度	S37		S38		S39	S40	S41
県たばこ税（県たばこ消費税）	単価×売渡本数の9% 単価 2.601円		2.628円	＊申告納付期限が翌月15日から末日に改められた。2.714円		2.806円	2.932円
ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税）	37年4月1日施行 料金課税 ◎舞踏場、ゴルフ練習場、ボーリング場等 10% ◎その他 30%					40年11月1日施行 定額課税 （日額） ゴルフ場 1人100円～500円 ゴルフ練習場は 外形課税 とされた。 1人1回 10円～60円	41年6月1日施行 ゴルフ場 1人300円～750円
	＊ボーリング場が課税対象（条例施設）に加えられた。		＊つりぼり場、貸船場、将棋会所及び囲碁会所は課税対象施設より除外された。			＊ボーリング場が法定施設とされた。	＊ゴルフ場に係る娯楽施設利用税収入額の6分の1を、当該ゴルフ場所在市町村に対し交付するものとされた。 ＊大学生が一定の条件のもとにゴルフ場を利用する場合の税率は2分の1に軽減することとされた（41年6月1日から適用）。
特別地方消費税（料理飲食等消費税）	37年4月1日施行 (1) 遊興、飲食 又はその他の利用行為 1人1回 3,000円以下10% 3,000円超 15% (2) 宿泊 （1泊につき2食までの料金を含む） 10%						
	37年4月1日施行 基礎控除 1人1泊800円 ＊行為場所による税率の区分が料金額による区分に改められた。 ＊外人観光客に対する非課税が廃止された。 ＊申告納入期限が翌月末日に法定された。						41年8月1日施行 免税点 ◎1人1回 600円 ◎ 1品 300円 ◎1人1泊 1,200円 奉仕料控除 が設けられた。 指定の旅館及び飲食店の料金の10%以下である奉仕料を控除することとされた。
鉦区税							「石油又は可燃性天然ガス」の鉦区の税率は3分の2とされた。
狩猟者登録税			(狩猟免許税) (1) 甲種及び乙種免許を受ける者で県民税所得割額を納付することを要しない者 700円 (2) 甲種及び乙種免許を受ける者で (1) 以外の者 1,500円 (3) 丙種免許を受ける者 450円 ＊狩猟法の改正に関連して狩猟者税は廃止され、これに対応するものとして 狩猟免許税及び入猟税 が創設された。				
入猟税		鳥獣保護及び狩猟行政費用に充てる 目的税 として創設	(1) 甲種又は乙種免許を受ける者 1,000円 (2) 丙種免許を受ける者 350円				

年 度	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48
県たばこ税（県たばこ消費税）	10.3% 3,036円	3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円
ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税）		43年7月1日施行 ゴルフ場に類する施設は 定額課税 とされた。	44年3月1日施行 ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設 1人1日100円～750円	45年4月1日施行 ボーリング場は 外形課税 とされた。 1レーン月10,000円～58,500円		47年4月1日施行 料金課税 はすべて10%とされた。	48年10月分から適用 ◎ボーリング場1レーン月2,000円～49,500円 48年6月1日施行 ◎ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設1人1日100円～1,000円
					* ゴルフ場交付金は3分の1とされた。	* ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設に対する課税は定額課税に統一（法定）された。	* ゴルフ場交付金は2分の1とされた。
特別地方消費税（料理飲食等消費税）			44年10月1日から適用 税率は一律に10%と統一された。				
			44年10月1日から適用 免税点 ◎1人1回 800円 ◎1品 400円 ◎1人1泊 1,600円		46年10月1日から適用 免税点 ◎1人1回 900円 ◎1品 450円 ◎1人1泊 1,800円 基礎控除 1人1泊 1,000円		48年10月1日から適用 免税点 ◎1人1回 1,200円 ◎1品 600円 ◎1人1泊 2,400円
鉱区税							
狩猟者登録税					(1) 2,000円 (2) 4,500円 (3) 1,500円		
入猟税					(1) 3,000円 (2) 1,000円		

年 度	S49	S50	S51	S52	S53
(県たばこ消費税)	4. 331円	4. 437円	4. 674円	6. 701円	6. 796円
(ゴルフ場利用税)	* ゴルフ場の税率軽減の適用範囲を広げ、高等学校及び高等専門学校の学生等、身体障害者、老年者並びに早朝利用等の利用にも一定の条件のもとに適用することとした。 (49年8月1日から適用)			52年8月分から適用 ◎ゴルフ場 1人1日 400円～1, 500円 ◎ゴルフ場に類する施設 1人1日 200円～300円 ◎まあじゃん場 1卓月額 350円～950円 ◎たまつき場 1台月額 500円～1, 500円 ◎ぱちんこ場 1台月額 100円～520円 ◎ゴルフ練習場 1人1回 30円～70円	
(特別地方消費税)	49年10月1日施行 基礎控除 1人1泊 1, 500円	50年10月1日から適用 免税点 ◎1人1回 1, 700円 ◎1品 850円 ◎1人1泊 3, 400円		52年10月1日から適用 免税点 ◎1人1回 2, 000円 ◎1品 1, 000円 ◎1人1泊 4, 000円	53年10月1日から適用 基礎控除 1人1泊 2, 000円
鉦区税				(1) 100アール毎に 年180円 (2) 100アール毎に 年360円 (3) 1, 000メートル毎に年540円 100アール毎に 年180円	
狩猟者登録税				(1) 4, 000円 (2) 9, 000円 (3) 3, 000円	
入猟税				(1) 6, 000円 (2) 2, 000円	

年 度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
(県たばこ消費税)	6. 890円	6. 989円	8. 151円	8. 590円	8. 670円	9. 505円	従価割 小売額 ×8. 1% 従量割 本数1, 000本 につき200円 * 専売公社 民営化によ り全面改正
(ゴルフ場利用税)					58年6月分から適用 ◎ゴルフ場 1人1日 440円～1, 650円 ◎ゴルフ場に類する施設 1人1日 220円～330円 ◎まあじゃん場 1卓月額 400円～1, 050円 ◎たまつき場 1台月額 550円～1, 650円 ◎ぱちんこ場 1台月額 110円～570円 ◎ゴルフ練習場 1人1回 40円～100円		
(特別地方消費税)				58年1月 1日から 適用 免税点 1人1回 2, 500円 1人1泊 5, 000円	59年1月1日から適用 基礎控除 1人1泊 2, 500円		
鉦区税					(1) 100アール毎に 年200円 (2) 100アール毎に 年400円 (3) 1, 000メートル毎に 年600円 100アール毎に 年200円		
狩猟者登録税	(狩猟者登録税) (1) 甲種又は乙種免許に係る狩猟者の 登録を受ける者で、県民税所得割を 納付することを要しない者 4, 000円 (2) 甲種又は乙種免許に係る狩猟者の 登録を受ける者で (1) 以外の者 9, 000円 (3) 丙種免許に係る狩猟者の登録を受 ける者 3, 000円 * 名称が 狩猟者登録税 に改められ、 狩猟者の登録を受ける者に対し 課税されることとなった。	控除対象 配偶者及 び扶養親 族 (農林 水産業に 従事する 者を除く) を軽減税 率の適用 対象から 除外した。			(1) 4, 500円 (2) 10, 000円 (3) 3, 300円		
入猟税	(1) 甲種又は乙種免許に係る狩猟 登録を受ける者 (2) 丙種免許に係る狩猟者の登録 ける者				(1) 6, 500円 (2) 2, 200円		

年 度	S61	S62	S63	H1
(県たばこ消費税)	* 61年5月1日から62年3月31日までの間に適用。 従量割 1,000本につき360円従価割の課税標準額は小売定価の合計金額から1,000本につき1,000円を控除。	従量割の特例（1,000本につき360円）の適用期間延長。63年3月31日まで。	従量割の特例（1,000本につき360円）の適用期間延長。平成元年3月31日まで。	名称が 県たばこ税 に改正された。 税率 旧 3 級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000本につき536円 (元年4月1日施行)
(ゴルフ場利用税)				平成元年4月1日から適用 ・名称が ゴルフ場利用税 となり課税対象がゴルフ場のみとなった。 ・ゴルフ場の税率が 1 人 1 日330円～1,200円 * ゴルフ場利用税交付金は10分の7とされた。
	* 国体、高校の保健体育の実技等に係るボーリング場の利用について課税対象外とした。 (61年8月1日から適用)	* ボーリング場について課税対象外とする特例の適用範囲を拡げ全日本選権等も課税対象外とした。 (62年8月1日から適用)		
特別地方消費税（料理飲食等消費税）				平成元年4月1日から適用 ・名称が 特別地方消費税 となった。 ・ 税率 が3%となった。 ・ 免税点 が遊興を含むすべての利用行為に適用された。 旅 館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 ・旅館における 基礎控除制度が廃止 された。 ・ 奉仕料控除制度が廃止 された。 ・ 公給領収証制度が廃止 された。
鉦区税				
狩猟者登録税				
入猟税				

年 度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
(県 たばこ 消費税)								税 率 旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき329円 (平成9年4月1日施行)
(娛 楽 施 場 利 用 税)								
							国民体育大会 その予選会その 他知事が定める 競技会における ゴルフ場の利用 に係る税率を2 分の1とする特 例措置を講ずる こととした。	
特別 地方 消費 税 (料理 飲食 等 消費 税)		平成3年7月1日から適用 ・免税点が引上げられた。 旅 館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 ・チケット制食堂の免税点の特 例が廃止された。 ・市町村交付金制度が創設され た。 ・外国の大使等に対する非課税 制度が創設された。						
鉦 区 税								
狩 猟 者 登 録 税								
入 猟 税								

年 度	H10	H11	H12	H13
(県たばこ消費税)		税率 旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき413円 (平成11年5月1日施行)		
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税)	利用者数等を記載した帳簿について、電磁的記録又は電子計算出力マイクロフィルムの保存をもって帳簿の保存に代えることができる特例措置が講じられた。 (平成10年7月1日施行)		ゴルフ場利用税 国民体育大会及びその予選会におけるゴルフ場利用税について、課税を免除する特例措置が講じられた。 (平成13年4月1日施行)	
(特別地方消費税 料理飲食等消費税)	利用料金等を記載した帳簿・売上伝票等の書類について、電磁的記録又は電子計算出力マイクロフィルムの保存をもって帳簿の保存に代えることができる特例措置が講じられた。 (平成10年7月1日施行)		特別地方消費税が廃止された。 (平成12年4月1日施行)	
鉱区税				石炭鉱業構造調整臨時措置法の坑口開設工事等の許可が拒否されたことにより、石炭を掘採できない採掘鉱区に係る税率の特例措置を廃止することとした。
狩猟者登録税				狩猟免許の名称が改められた。 甲種狩猟免許 →網・わな猟免許 乙種狩猟免許 →第1種銃猟免許 丙種狩猟免許 →第2種銃猟免許
入猟税				

年 度	H14	H15	H16	H17
(県たばこ消費税)		平成15年7月1日以後に売渡しが行われた製造たばこに限り税率が引き上げられた。 旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき461円		
(ゴルフ場利用税)		・18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者について非課税措置が講じられた。 ・国民体育大会等のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会等のゴルフ競技としてゴルフを行う場合について、非課税措置が講じられた。		
(特別地方消費税 料理飲食等消費税)				
鉦区税				
狩猟税（狩猟者登録税・入猟税）			・狩猟者登録税及び入猟税を統合し、新たな目的税である狩猟税を創設することとした。（平成16年4月1日施行） *税率等 ・網・わな猟免許又は第1種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外のもの …16,500円 ・網・わな猟免許又は第1種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業従事者を除く。）以外の者 …11,000円 ・第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 … 5,500円 *次のいずれかに該当する場合は上記の税率に次に定める割合を乗じた税率とする ① 放鳥獣猟区のみに係る登録の場合：4分の1 ② ①の登録を受けている者が放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る登録を受ける場合：4分の3	

年 度	H18	H19	H20	H21	H22
(県たばこ消費税)	・ 県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡しが行われたたばこに限り、1,000本につき105円引き上げることとした。 ・ 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等がおこなわれたたばこに限り、1,000本につき50円引き上げることとした。 ・ 平成18年7月1日前に売渡しが行われた製造たばこを同一に販売のため所持する一定の卸売業者及び小売業者に対して、手持品課税を行うこととした。	旧3級品以外のたばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を本則税率とした。			平成22年10月1日以後に売渡しが行われた製造たばこに限り税率が引き上げられた。 旧3級品以外の紙巻たばこ等1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき716円
(ゴルフ施設利用税)					
鉦区税					
狩猟税（狩猟者登録税・入猟税）		網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されたことに伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟税の税率を創設した。 【税率】 ・ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外の者 …8,200 円 ・ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 …5,500 円	鳥獣被害防止特別措置法に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録に係る税率を通常の税率の2分の1とする特例措置を講じた。		

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
(県たばこ消費税)			平成25年4月1日から道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲された。 旧3級品以外の紙巻たばこ等1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき411円			旧3級品の紙巻たばこの税率が引き上げられた。 H28. 4. 1～ 481円/千本 H29. 4. 1～ 551円/千本 H30. 4. 1～ 656円/千本 H31. 4. 1～ 860円/千本		たばこ税の税率を段階的に引上げ。 H30. 10. 1～ 930円/千本 R02. 10. 1～ 1,000円/千本 R03. 10. 1～ 1,070円/千本 ※旧3級品のH31. 4. 1の税率引上げはR01. 10. 1実施に延期。(R01. 10. 1～930円/千本) 加熱式たばこの課税方式の見直し。 H30. 10. 1から5年間かけて段階的に移行。	
(ゴルフ施設利用税)						○新課税方式(加熱式たばこの課税区分を新設) <重量の要素> 製造たばこ 紙巻・フィルター等 葉たばこ・溶液 溶液 重量0.4gごとで紙巻たばこに換算 <価格の要素> 小売価格 紙巻たばこ1本当たり 「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこに換算			
鉱区税				鉱業法改正により新設された「特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘できる者」を納税義務者に加えた。					
狩猟税(狩猟者登録税・入猟税)					有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、平成31年3月31日まで軽減措置が導入された。 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録・・・非課税 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録・・・非課税 ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録・・・税率2分の1に軽減			軽減措置を令和6年3月31日まで5年間延長した。	

年 度	R2	R3	R4	R5
（県たばこ消費税）	・重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）について、R2.10.1から葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する本数課税方式に変更した。 （令和2年10月から令和3年9月までの1年間については、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」に換算する経過措置を講じる。）			
（娯楽施設利用税）	・国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手がその公式練習のためにゴルフを行う場合について、非課税措置が講じられた。 ・国際競技大会に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合について、非課税措置が講じられた。			
鉦区税				
狩猟税（狩猟者登録税・入猟税）				